

○郡山市勤労者研修センター条例施行規則

平成5年3月30日

郡山市規則第12号

改正 平成6年3月31日郡山市規則第22号

平成12年3月30日郡山市規則第44号

平成13年3月23日郡山市規則第35号

平成23年2月21日郡山市規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、郡山市勤労者研修センター条例（平成5年郡山市条例第9号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用許可申請)

第2条 条例第3条の規定により使用の許可を受けようとする者は、使用しようとする日の前日までに郡山市勤労者研修センター使用許可申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が管理運営上支障がないと認めた場合は、使用しようとする日に前項の申請書を提出することができる。

(平13規則35・一部改正)

(使用許可)

第3条 市長は、郡山市勤労者研修センター（以下「センター」という。）の使用を許可したときは、郡山市勤労者研修センター使用許可書（第2号様式）を申請人に交付する。

第4条 削除

(平12規則44)

(使用料の免除)

第5条 条例第7条に規定する使用料の免除は、次の各号に掲げる使用区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 市（市の機関を含む。以下この条において同じ。）が主催して行うものに使用する場合 全部免除

(2) 公共的団体等が市と共催して行う公益的事業であって、市長が認めるものに使用する場合 全部免除

(3) その他市長が使用料を免除することが適当と認める場合 市長が認める額

2 使用料の免除を受けようとする者は、郡山市勤労者研修センター使用料免除申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(平12規則44・一部改正)

(使用料の返還)

第6条 条例第8条ただし書の規定により返還することができる使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 使用者の責めによらない理由により使用しないとき 当該使用料の全額

(2) 使用者が使用の取り消しを求める申し出をし、市長がこれを承認したとき 当該使用料の100分の80の額

(3) 使用者が使用の変更を求める申し出をし、市長がこれを承認したとき 使用料が減額とな

る場合の差額に相当する額の範囲内で市長が認める額

(4) 条例第8条第3号又は第4号に該当するとき 市長が認める額

(平12規則44・一部改正)

(開館時間)

第7条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第8条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月27日から翌年の1月4日までの日

(4) 館内整理日（毎月の末日。ただし、その月の末日が前3号に定める日又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その月内においてその月の末日に最も近いこれらの日以外の日とする。）

(平12規則44・一部改正)

(遵守事項)

第9条 センターを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用した設備及び備品は、原状に復して整理整頓すること。

(2) 所定の場所以外で火気を使用し、又は喫煙しないこと。

(3) 許可されない施設、設備等を使用しないこと。

(4) その他職員の指示に従うこと。

(平23規則3・一部改正)

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年郡山市規則第22号）

(施行期日)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成12年郡山市規則第44号）

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(郡山市中高年齢労働者福祉センター及び郡山市勤労者研修センター条例施行規則の経過措置)

2 この規則の施行の際現に第2条の規定による改正前の郡山市中高年齢労働者福祉センター条例施行規則及び第5条の規定による改正前の郡山市勤労者研修センター条例施行規則の様式の

規定により作成されている用紙は、改正後の様式の規定にかかわらず、所要の調整をして、当分の間、使用することができる。

附 則（平成13年郡山市規則第35号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成23年郡山市規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に改正前の郡山市勤労者研修センター条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により交付された使用許可書は、この規則による改正後の郡山市勤労者研修センター条例施行規則の規定により交付された使用許可書とみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前の規則の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

第1号様式(第2条関係)

郡山市 勤労者研修センター使用許可申請書

年 月 日

郡山市長

申請人 住所
氏名
(電話 ー)

次のとおり使用したいので申請します。

許可年月日	年 月 日	許可番号	第	号
使用者	住所(団体の場合は、事務所の所在地)			
	氏名(団体の場合は、その名称及び代表者名) 電話 局 番			
使用目的				
使用人員	人			
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで			
使用時間	午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで			
使用施設	<input type="checkbox"/> 第1研修室 <input type="checkbox"/> 第3研修室 <input type="checkbox"/> 第2研修室 <input type="checkbox"/> 和 室			
設備等の使用	<input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> 放送設備 <input type="checkbox"/> 持込電気器具(合計 ワット)			
使用料	施設使用料	加算使用料	設備等使用料	免除額
				計

※太線枠内を記入し、該当箇所(□印)にレ印をつけてください。

申請のとおり許可してよろしいでしょうか。					
				受付	年 月 日
				起案	年 月 日
				決裁	年 月 日

第2号様式(第3条関係)

郡山市 勤労者研修センター使用許可書

年 月 日

申請人 様

郡山市長

印

次のとおり許可します。

許可年月日	年 月 日	許可番号	第	号
使用者	住所(団体の場合は、事務所の所在地)			
	氏名(団体の場合は、その名称及び代表者名) 電話 局 番			
使用目的				
使用人員	人			
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで			
使用時間	午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで			
使用施設	<input type="checkbox"/> 第1研修室 <input type="checkbox"/> 第3研修室 <input type="checkbox"/> 第2研修室 <input type="checkbox"/> 和 室			
設備等の使用	<input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> 放送設備 <input type="checkbox"/> 持込電気器具(合計 ワット)			
使用料	施設使用料	加算使用料	設備等使用料	免除額
				計

注意

- 1 使用の際は、この許可書を提示してください。
- 2 使用した施設及び備品は、原状に復して整理整頓してください。
- 3 所定の場所以外で火気を使用したり、喫煙をしないでください。
- 4 風紀及び秩序を乱すことはしないでください。
- 5 使用許可のない施設及び備品を使わないでください。
- 6 その他職員の指示に従ってください。

第3号様式(第5条関係)

郡山市 勤労者研修センター使用料免除申請書

年 月 日

郡山市長

申請人 住所
氏名
(電話 ー)

次のとおり使用料の免除を申請します。

使 用 者	住所(団体の場合は、事務所の所在地)		
	氏名(団体の場合は、その名称及び代表者名) 電話 局 番		
使 用 目 的			
使 用 人 員	人		
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
使 用 時 間	午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで		
使 用 施 設			
免 除 申 請 額	円		
申 請 の 理 由			
使 用 料	免 除 の 根 拠	免 除 区 分	免 除 額
円			円

※太線枠内を記入してください。

上記のとおり免除してよろしいでしょうか。					
				受付	年 月 日
				起案	年 月 日
				決裁	年 月 日
摘要					

第1号様式（第2条関係）

（平6規則22・平12規則44・平23規則3・一部改正）

第2号様式（第3条関係）

（平12規則44・平23規則3・一部改正）

第3号様式（第5条関係）

（平6規則22・平12規則44・平23規則3・一部改正）